

平成 27 年度松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務委託プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・概要

(1) 目的

① “飯南・飯高へ移住したくなる” 魅力発信

松阪市の『飯南・飯高』地域は、豊かな自然に恵まれ歴史や文化が受け継がれている人情味豊かな地域です。しかし、過疎化や少子高齢化が進む中で、地域コミュニティの維持や伝統文化を守ることは困難になってきています。一方で、都心一極化の流れが主流の時代にあってもソーシャルネットワーキングサービス等の整備により、逆に 20～40 代の働き盛りの人材が進んで田舎に移住する U・J・I ターンが増えてきています。このような田舎と都市のニーズをマッチングさせ、移住交流と地域の活性化につなげる田舎暮らしを推進するため、斬新な映像と音響を駆使した動画を用いて飯南・飯高地域それぞれの地域性に合った PR 動画作成の業務委託を行います。制作された動画については、「全国移住ナビ」「ええとこやんか三重」「YouTube」等の情報発信ツールを用いて全国的に発信します。

② “若者と高齢者が共存できるまち” 飯南

飯南地域は、日本棚田百選の深野棚田、世界的ブランドである松阪牛の聖地、日本でも有数の深蒸し煎茶の産地といった、薫り豊かな風が流れる地域です。そこに暮らす住民が地元産業や文化の魅力を語った自然な声を集め、魅力的、かつ色彩豊かな動画にして発信することにより、地域のよさを直接的に感じていただく。生活環境としても市中央部まで車で約 30 分と利便性も高く、狭い地域ながらも小学校 2 校、中学校・高校が 1 校ずつ、保育園 2 園、放課後児童クラブが 1 箇所と、恵まれた教育環境のなかで『子育て子育てがしやすい田舎暮らし』が満喫できる地域として PR する。

③ “自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまち” 飯高

飯高地域は、三方を 1,000m 級の山々に抱かれた地域で、松阪の奥座敷とも呼ばれ、春は芽吹き的气息遣いを肌身に感じ、夏は清流櫛田川が涼やかに、秋は紅葉が目前に迫り、冬には樹氷が見られる風光明媚なまちです。そんな大自然に囲まれながら人生を謳歌する人々が暮らすまちで、『悠々自適な田舎暮らし』が満喫できる地域として PR する。

(2) 業務内容

松阪市飯南・飯高 PR 動画を制作し、指定の内容において松阪市へ納品する。

納品物：①Blu-Ray disc — 10 枚（スリムケース及びカラータイトルラベル付）

②DVD-ROM — 30 枚（スリムケース及びカラータイトルラベル付）

③出演者等の概要資料の作成（Microsoft **Excel**、または Microsoft **PowerPoint**）

制作動画：3 分（飯南 PR 用）、3 分（飯高 PR 用）、5 分（飯南・飯高 PR 用）、15 秒（CM 用）の 4 種類

詳細：別紙 1「松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務仕様書」を確認すること。

・松阪市経営企画部情報企画課が保有する提供可能な映像・音声・画像データを用いてもよい。

・タイトルロゴやデザインは極力オリジナルのものをを使用すること。

(3) 予定契約（履行）期間

契約の日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 提案上限額

3,780,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※なお、上限額を超えての提案は無効する。

2. 事業スケジュール

実施公告日	11月 4日(水)
参加申請にかかる質問提出期限	11月12日(木)
参加申請にかかる質問回答期限	11月16日(月)
参加申請書・業務実績調書・担当者実績調書提出期限	11月20日(金) 午後5時必着
参加資格審査結果通知日	11月22日(日)
企画提案書・提案見積書等にかかる質問提出期限	11月24日(火)
企画提案書・提案見積書等にかかる質問回答期限	11月26日(木)
企画提案書・提案見積書等提出期限	11月30日(月) 正午必着
1次審査	12月 1日(火)
2次審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）	12月 7日(月)
最優秀提案者の決定	12月中旬(予定)
業務委託契約締結	12月中旬(予定)

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式（提出物の審査及び見積価格を勘案の上、総合的に選定）

4. 公募型プロポーザル方式の採用理由

見積金額だけを評価基準とした入札を行った場合、松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務の目的を十分に理解し、動画制作が適切に進められる業者であるかどうか判別ができない。そのため、松阪市が提示した情報を基に、動画制作にかかる全体の構成やデザインを、任意の提案書をもって企画提案をおこなう。これを審査することにより、実際に動画制作をした状態に近い形での評価が可能となるため、プロポーザルを行う

また、公募の理由は、競争入札参加資格者名簿に【展示関係・イベント・広告等】に登録されている業者のうち、営業種目に、【映画・ビデオ・スライド制作、写真撮影】で登録されている業者に広く募集し、有効な提案を多く募るため、公募型プロポーザルとする。

5. 参加資格・条件

プロポーザルに参加する者は、松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務委託の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業であること。さらには、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていなければならない。

- (1) 松阪市契約規則第 5 条の規定による競争入札参加資格者名簿に【展示関係・イベント・広告等】の【映画・ビデオ・スライド制作、写真撮影】に業者登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 松阪市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。
- (7) 行政・民間を問わず、プロモーション事業における動画制作業務委託を受注した実績があること。

6. プロポーザル内容と提案書等の作成要領

- (1) 提案内容・提案書の書式・部数等

①参加申請書（様式第 1 号）【1 部】

②業務実績調書（様式第 2 号）【10 部】

業務実績調書に記載した動画は WindowsMediaPlayer(Windows 7 WMP12)で再生できる形式で、DVD-ROM に格納して必要数提出すること。このとき、提出された動画は本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

なお、仕様は別紙 1「松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務プロポーザル仕様書」に基づくこと。

③担当者実績調書（様式第 3 号）【10 部】

2 名以上担当者がいる場合は、複数枚の提出も可能とする。

④企画提案書（様式第 4 号および任意様式）【10 部】

本目的に沿って計 4 本の動画制作を実施するにあたり、事業者独自の留意点や工夫点をまとめて提出すること。その際、「飯南・飯高へ移住したくなる」魅力発信、「“若者と高齢者が共存できるまち” 飯南」、「“自然と人の営みが調和し、いきいきと暮らせるまち” 飯高」をどの点で工夫したかを記載すること。

⑤動画制作に係る資料（任意様式）【10 部】

松阪市が提案した人材をどのように生かし、こういった形で動画制作をおこなうか。また、動画制作にあたり、提案者が想定する動画構成や撮影・編集内容を説明するために必要な資料を準備すること。

⑥事業者概要（沿革、概況、担当者の履歴等）（任意様式）【10 部】

⑦提案見積書（様式第 5 号）【1 部】

- ・松阪市の競争入札参加資格者登録に使用の印鑑を押印すること。

- ・提案見積書は消費税及び地方消費税相当額を含む総額を記載すること。
- ・提案見積書は提案書及び提案作品とは別に作成すること。
- ・提案見積書を提出する際は、封筒に入れて封緘（封の糊付け）し、封筒の結び目に封印（押印）すること。印は、松阪市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用すること。

（２）企画提案書及び提案見積書等に係る質問書提出期限

平成 27 年 11 月 24 日（火）まで

質問については、質問書（様式第 6 号）に、その要旨を記載した文章を飯南地域振興局地域振興課に E メール又は FAX で送信すること。なお、E メール又は FAX 送信後に飯南地域振興局地域振興課まで必ず電話連絡すること。

（３）企画提案書及び提案見積書等に係る回答期限

平成 27 年 11 月 26 日（木）まで

原則として質問者にのみ随時回答する。

（４）提案内容等の提出期限と提出方法

平成 27 年 11 月 30 日（月）正午必着

持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は、宅配便による。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に飯南地域振興局地域振興課まで電話連絡すること。

（５）提出時の注意事項

上記②③は袋とじをし、正本 1 部と副本 10 部を①と併せて 11 月 20 日（金）までに提出すること。

上記④⑤⑥は袋とじをし、正本 1 部と副本 10 部を作成し 11 月 30 日（木）正午までに提出すること。

なお、それぞれを電子媒体で添付すること。また、電子媒体には紙媒体で提出する文章すべてを含めることとし、PDF 形式とすること。

※正本のみ袋とじに押印を要する。

7. 審査方法、審査基準

1 次審査として企画提案書及び提案見積書の提出期限後に書類審査を実施する、選考された業者を対象に 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行い、松阪市飯南・飯高 PR 動画制作事業プロポーザル審査委員会において審査を行う。

（１）1 次審査

実施日時：平成 27 年 12 月 1 日（火）

実施場所：松阪市飯南コミュニティセンター（松阪市飯南町粥見 3910 番地 1）

原則として、応募数が 4 社を超えた場合は、提出書類の内容で審査を行い、上位 4 社を選考する。応募数が 4 社以下の場合は、提出書類の内容を審査した上で、2 次審査の対象とする。

2 次審査参加有資格者には、1 次審査終了後にその旨の案内通知を 2 日以内におこなう。

（２）2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）

実施日時：平成 27 年 12 月 7 日（月）

実施場所：松阪市飯南コミュニティセンター（松阪市飯南町粥見 3910 番地 1）

実施時間：1 事業者約 30 分（説明 20 分以内・ヒアリング 10 分程度）

留意事項：①当日の追加資料は認めない。

- ②プロジェクター・スクリーン等を使用の場合は予め申し出ること。
- ③審査委員による選考協議は非公開とする。
- ④プレゼンテーションの順は抽選により決定し、別途通知する。
- ⑤プレゼンテーションへの出席は2名程度とする。
- ⑥プレゼンテーションの説明は担当者又は、管理者が行う。
- ⑦プレゼンテーションの際に新たな資料を配布することは認めない。
- ⑧プレゼンテーションは、企画提案書、業務実績書及び過去に制作した動画、業務体制調書、事業者概要、見積書による提案と質疑応答とする。

(3) プロポーザル審査委員会

別紙1「松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務プロポーザル仕様書」に沿った業務を果たす事業者であることが必須条件であり、仕様書に沿った提案であるかはプロポーザル審査委員会にて審査を行う。

(4) 審査項目

プロポーザル審査委員会が別紙1「松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務プロポーザル仕様書」に表記された松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務選定基準に基づき審査を行い、「適任評価点」、「内容評価点」、「費用評価点」の合計点が最も高い事業者を最優秀提案者として契約候補者とする。

(5) 評価点が同点となった場合の取り扱いは以下の順で点数の高い者を契約候補者とする。

- ①内容評価点が高い者
- ②内容評価点及び適任評価点の合計が高い者
- ③以上においても同点の場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。

(6) 審査結果の通知等

評価の結果は、全て参加者に対して書面で通知する。

8. 企画提案にあたって留意事項について

(1) プロポーザル実施要領等の承諾

企画提案書(様式第4号)を提出した時点で、本プロポーザル業務実施要領を承諾したものとする。

(2) プロポーザル参加費用負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしません。

(4) 提出資料の取扱い

また、松阪市から提出する資料は取扱いに注意するとともに、無断で当プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(5) 情報の公開

提出書類については、松阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(6) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは提案を無効とします。

- ①資格要件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。

③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

④信義に反する行為があったとき。

⑤その他選考に係る不正行為があったもの。

(7) 所有権ならびに著作権

松阪市飯南・飯高 PR 動画制作業務における成果品の原版及びデータの所有権並びに動画の著作権、一切の権利は松阪市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できないものとする。なお、松阪市飯南・飯高 PR 動画に使用する事を目的として制作されたデザイン、イラスト、図表、地図、ロゴなどの一切は、目的の範囲に限り、事業者の許可を受けることなく継続して使用できるものとする。

(8) 本要領に定める事項の他、必要な事項については、別途協議して定めるものとする。

9. 支払について

費用の支払いは、業務完了を確認後、一括払いとします。

10. 担当部署・問い合わせ

松阪市 飯南地域振興局 地域振興課

住所：〒515-1411 松阪市飯南町粥見 3950 番地

電話：0598-32-2511 Fax：0598-32-3771

E-mail：chishin.nan@city.matsusaka.mie.jp